

## 眞の地方分権改革の推進について

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、長引くデフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面している。

これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためにも、地方分権改革を推進し、眞に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

安倍内閣においては、総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が設置され、地方公共団体の代表を含む地方分権改革有識者会議での議論も進められており、地方分権改革の一層の進展が望まれるところである。

国においては、地方分権改革を進める観点から、国が本来担うべきもの以外の事務は住民に身近な方が担うことを明確にした上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国出先機関改革等による国の事務・権限の地方への移譲を、適切な財政措置と併せて、一層のスピード感をもって一体的に進めしていくべきである。

さらに、国から地方への権限移譲など地方分権改革の具体策の策定に当たっては、地方分権改革有識者会議やその専門部会のほか、国と地方の協議の場に分科会を設けるなど、地方の意見を反映できる仕組みを構築すべきである。

こうした中で現在、与党を含む複数の政党において、道州制基本法案の早期制定に向けた議論が行われ、議員提案による法案の国会提出に向けた調整も行われているところである。

道州制は、国の統治機構のあり方を根本から変えるものであり、中央集権体制を改め、国と地方の役割分担や権限を抜本的につくり直す観点から、中央政府、道州、基礎自治体のあり方、地方の自立を確保する税財政制度や財政調整制度等について、地方の意見を十分にくみ取りながら、制度の検討を行う必要がある。

併せて、国においては、道州制が我が國のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかという観点から、道州制の具体的な姿やメリット・デメリット等を積極的に情報発信し、国民的な議論を喚起していくことも必要である。

地域が抱える事情や課題はそれぞれに異なり、全国一律の基準や制度では解決が困難な状況となっている。地域の元気の総和が国の元気であるという観点に立ち、国はいま一度、地域のことは地域が決めるという地方分権改革の原点に立ち返り、その実現に向けた道筋を明確にするよう強く求める。

中国地方知事会は、これまで国と対等な立場で真摯に協議し、地方分権改革の推進に取り組んできた。今後も、眞の分権型社会の確立に向けた議論を進め、地方の立場から積極的に発言していくとともに、強い覚悟と責任を持って改革に取り組んでいく所存である。

平成25年5月30日

中 国 地 方 知 事 会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	平溝 口善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	山本 繁太郎